

暮

ら

し

の

お

知

ら

せ

Information

## 地域防災に関する計画

# 意見を募集します

市では次の各計画についての案をそれぞれ公表し、意見を募集します。

### 素案名と内容

○国土強靱化地域計画：国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害などが発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興ができる地域づくりを目指し、新たに計画を策定します

○地域防災計画：災害対策基本法に基づき、市の防災に関する業務や対策などを定めています。令和元年の災害の検証結果と、国や県の防災計画の修正などを反映させます

閲覧場所：危機管理課(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこつづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<http>)

<s://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page000100.html>

意見の提出方法：2月15日(必着)までに閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直

接・郵送：FAX・Eメール・ちば電子申請サービスのいずれかで危機管理課(T286・8585 花崎町760 FAX20・16087 Eメール:kikikanri@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表：市の考えと併せて市ホームページにて掲載

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

### 井戸水などの水質検査

## 申し込みは

## 食品衛生協会へ

食品衛生協会では、井戸水の水質検査の予約を次の通り受け付けています。採水専用容器は受付時

に貸し出します。

受付日時：2月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

受付場所：印旛保健所管内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法：水曜日(祝日の場合は木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した水を提出

料金：会員(成田・成田東部・大栄・下総食品衛生組合加入者)7,700円、一般9,900円

※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

### 確定申告のための書類

## 1月下旬に送付します

市では、確定申告の社会保険料控除の対象となる納付済額のお知らせを1月下旬に送付します。

通知するのは令和2年中に納付書・口座振替・ペイジー・クレジットカードで納付された国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額です。

すでに年末調整で社会保険料控除の申告をした人は、控除の重複

に注意してください。

証明書類が事前に必要な人は、次の窓口で申請してください。

○国民健康保険税払込証明書：納税課(市役所2階)、下総・大栄支所

○後期高齢者医療保険料払込証明書：保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

○介護保険料払込証明書：介護保険課(市役所議会議棟1階)、下総・大栄支所

※くわしくは納税課(☎20・1519)、保険年金課(☎20・1547)、介護保険課(☎20・1545)へ。

### 下水道利用人数の変更

## 井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用したものと計算します。上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に、井戸水分として1人当たり1カ月に3・5立方メートルを加えます。

転居などで使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

### 償却資産の申告

## 2月1日までに

1月1日現在、市内に償却資産を所有する事業主は、2月1日(月)までに市へ償却資産申告書を提出してください。期限の直前は窓口が混み合いますので、早めの申告をお願いします。eLTAxエルトアクス(<https://www.eltax.lta.go.jp>)を利用した電子申告もできます。

### 固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が前年と比べて一定以上減少した場合に、固定資産税などの軽減措置が受けられます。償却資産と併せて申告してください。詳細は資産税課(☎20・1514)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/index0125.html>)を確認してください。

※くわしくは同課へ。

地域防犯推進員

安全で安心な  
まちづくりを目指して

防犯まちづくり指導員と共に、青色回転灯防犯パトロール車や徒歩による街頭パトロールなどを行う地域防犯推進員を募集します。防犯活動の知識・経験を養い、安全で安心なまちづくりのために活動してみませんか。

応募資格 市内在住で、市の防犯パトロールへの参加を通じて得た知識・経験を生かし、地域での防犯活動に取り組む意欲のある20歳以上の人

募集人員 114人(選考あり)

任期 4月1日～3月31日  
活動日時 11月・2回(土・日曜日、祝日を除く)、午前10時・午後2時30分・午後6時からそれぞれ2時間程度

市長日誌

12月16日(水)～31日(木)

16日	議会運営委員会
	総務常任委員会
	12月定例市議会閉会
18日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(18日)
	アメリカ・サンプルノ市長ビデオ会議
22日	佐倉市権擁護委員協議会第二部会臨時総会
	市町村長研修(風水害) 国際医療福祉大学成田病院イルミネーション点灯式



ビデオ会議で姉妹都市と交流(18日)

応募方法 2月12日(金)までに交通

防犯課(市役所2階)または市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page300600\\_00002.html](https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page300600_00002.html))にある申込用紙に必要事項を書いて同課へ。後日、面接を行います。 ※くわしくは同課(☎20・1527)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(アラート)とは、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行っています。放送を聞き逃したとき

は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認することができます。

日時 2月17日(水)午前11時  
放送内容 「これはアラートのテストです(3回繰り返す)、こちらは防災なりました」、防災行政チャイム  
※当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。 ※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

合併処理浄化槽

適切に維持管理を

浄化槽の維持管理を怠ったり使用方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や、川・沼の水質悪化を招く原因になります。浄化槽の機能を発揮させるた

めにも、次のような適切な維持管理が義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上、人槽により異なる)

○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

傷病手当金の支給

対象者は申請を

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ勤務することができず、給与などの支払いを受けられなかった場合、傷病手当金の支給を受けることができます。

支給対象となる期間は、令和2年1月1日～令和3年3月31日まで。支給要件などは市ホームページで確認してください。

国民健康保険

URL [https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page099\\_900\\_00002.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page099_900_00002.html)

問い合わせ先 保険年金課給付管理係(☎20・1526)

後期高齢者医療保険

URL [https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page099\\_503\\_00001.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page099_503_00001.html)

問い合わせ先 保険年金課高齢者医療係(☎20・1547)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

今月の納期限

2月1日(月)

- ①市・県民税(第4期)
- ②国民健康保険税(第7期)
- ③後期高齢者医療保険料(第7期)
- ④介護保険料(第7期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

移動暴力相談所

困り事を打ち明けて

暴力団に関する困り事などの相談に応じます。

日時 2月10日(水) 午前10時～午後4時

場所 印旛地域振興事務所(佐倉市)

相談料 無料

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉県暴力団追放県民会議事務局(☎0120-086654)へ。

プラスチック製容器包装

二重袋で出せなご

処理施設ではプラスチック製容器包装を資源化するため、機械で指定袋を破り、手作業で異物を選別しています。

プラスチック製容器包装をレジ袋などに入れてから、その袋を指定袋に入れて出すと選別作業の妨げになります。プラマークの付いた物や発泡スチロールなどのプラスチック製容器包装を捨てる場合は、白色の指定袋に直接入れて出

してください。皆さんのご協力をお願いいたします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

夕焼け小焼けの放送

2月から午後5時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

2月1日(月)から、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を午後5時に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

文化財防火デー

みんなで守ろう

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である奈良県の法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損しました。そのことから、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしています。

市にも貴重な文化財がたくさんあります。文化財を災害から守る



ためには、地域に住む一人一人の心配りが重要です。先人たちが守ってきた文化財を大切にしていきたいましよう。

※くわしくは予防課(☎20-1591)へ。

防災行政無線戸別受信機

騒音地域で希望する人は申請を

市では、緊急情報や避難情報などの情報伝達をするため、防災行政無線を整備し、騒音地域では希望する人に戸別受信機の貸し出しを行っています。

現在、貸し出ししているアナログ波対応戸別受信機は、令和4年11月30日で使用できなくなるため、デジタル波対応戸別受信機への更新を予定しています。

それに伴い、中郷・豊住・遠山地区の騒音地域に住んでいる人を対象に、更新希望の申請を受け付けます。

久住・下総・大栄地区の騒音地域に住んでいる人は、令和3年度中に受け付けを開始します。

戸別受信機の機器代と設置費用は市が全額負担しますが、電気代と乾電池代は自己負担となります。

申請書記布場所 区長回覧1月15日号(対象地区のみ)、危機管理課(市役所4階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0110\_00069.html)

申請方法 3月1日(月)(必着まで)に申請用紙に必要事項を書いて、直接または郵送で同課(〒286-8585 花崎町760)へ

設置作業は令和4年4月以降に実施する予定です。なお、設置作業は指定業者が各家庭を訪問し、電波の受信状況を確認しながら戸別受信機を設置します。電波の受信状況や建物の構造により、別途屋外アンテナが必要になる場合があります。

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

災害時の情報収集はこちら



なりたメール配信サービス

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
  - 市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html)
  - 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai\_narita)
  - なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
    - 右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。